

最高裁秘書第4194号

平成30年10月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

9月18日付け（同月20日受付，最高裁秘書第3869号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成30年9月11日の審問期日の際，戸倉三郎裁判官が回避した理由が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。